
新ごみ処分場長期包括的管理運営事業
実施方針

平成 26 年 4 月

岩 見 沢 市

実施方針 目次

第1章	事業内容に関する事項	1
第2章	入札参加者の募集及び落札者の選定に関する事項	3
第3章	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
第4章	施設の概要等に関する事項	10
第5章	事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
第6章	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	13
第7章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
第8章	その他長期包括的管理運営事業の実施に関し必要な事項	15
別紙1	用語の定義	16
別紙2	事業者が行う業務一覧（予定）	17
別紙3	リスク分担表	19
様式第1号	実施方針に関する質問書	21

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名

新ごみ処分場長期包括的管理運営事業

2. 施設の管理者

岩見沢市長 松野 哲

3. 事業概要

新ごみ処分場長期包括的管理運営事業（以下、「本事業」という。）は、岩見沢市、美唄市、月形町より搬入される一般廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運転維持管理と経費の効率化を図るため、新ごみ処分場の運転維持管理に係る業務を包括的に委託するものである。

4. 事業内容

本事業の受託者（以下、「事業者」という。）が、一般廃棄物を受入れ、新ごみ処分場の運転維持管理を行うものとする。

(1) 事業期間

事業準備期間及び事業期間は次のとおりとする。

① 事業準備期間

契約締結日から平成27年3月31日まで（約5ヵ月間）

② 事業期間

平成27年4月1日から平成47年3月31日まで（20年間）

(2) 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。（業務一覧（予定）を別紙2に示す。なお、詳細は要求水準書に示す。）

- 1) 運転管理業務
- 2) 維持管理業務
- 3) 環境管理業務
- 4) 情報管理業務
- 5) その他関連業務

(3) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する新ごみ処分場の運転維持管理業務の対価として岩見沢市から支払われる委託料とする。委託料は、固定費と変動費（一般廃棄物等の搬入量に応じて変動）で構成される。

なお、事業準備に関し必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

(4) 施設の権利形態

事業者は、本事業を実施する範囲において必要な施設・設備等を無償で使用する事ができる。

5. 事業スケジュール

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 1) 実施方針の公表 | 平成 26 年 4 月 7 日 (月) |
| 2) 入札公告 | 平成 26 年 5 月 12 日 (月) |
| 3) 事業者の選定 | 平成 26 年 8 月～9 月中旬 |
| 4) 落札者の決定 | 平成 26 年 9 月下旬 |
| 5) 事業契約の締結 | 平成 26 年 11 月上旬 |
| 6) 事業準備期間 | 契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日まで |
| 7) 事業期間 | 平成 27 年 4 月 1 日から平成 47 年 3 月 31 日まで |

6. 法令等の遵守

本事業においては、以下の法律等を遵守すること。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 2) 公害関係法令及び関係条例
- 3) ダイオキシン類対策特別措置法
- 4) 建築基準法、消防法及び関係法令
- 5) 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- 6) 岩見沢市の条例及び規則
- 7) その他関連する法令等

第2章 入札参加者の募集及び落札者の選定に関する事項

1. 入札参加者の募集及び選定スケジュール等

入札参加者の募集及び事業者の選定スケジュールは、次のように予定している。

なお、事業者の選定にあたっては、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。

日付	内容
平成26年4月7日(月)	実施方針の公表
平成26年4月7日(月)～4月18日(金)	実施方針に対する質問の受付
平成26年5月2日(金)	実施方針に対する質問の回答
平成26年5月12日(月)	入札公告
平成26年5月12日(月)～平成26年5月23日(金)	入札説明書等の公表及び配付、参考資料1の配付
平成26年5月12日(月)～平成26年5月23日(金)	入札説明書等に関する質問の受付(第1回)
平成26年6月6日(金)	入札説明書等に関する質問の回答(第1回)
平成26年6月9日(月)～平成26年6月13日(金)	参加資格審査申請書類の受付
平成26年6月20日(金)	資格審査結果の通知
平成26年6月23日(月)～平成26年7月2日(水)	現地見学会及び参考資料2の閲覧
平成26年7月3日(木)～平成26年7月11日(金)	入札説明書等に関する質問の受付(第2回)
平成26年7月25日(金)	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)
平成26年7月31日(木)～平成26年8月1日(金)	入札書及び事業提案書の受付
平成26年9月下旬	落札者の決定及び公表
平成26年10月上旬	基本協定締結
平成26年11月上旬	事業契約締結

2. 入札参加手続き等

(1) 実施方針に関する質問の受付及び回答

実施方針の記載内容に関する質問の受付を以下のとおり行う。なお、入札参加希望者から提出された質問等について、必要と判断した場合にはヒアリングを行う。

1) 質問の受付期間

平成26年4月7日(月)～平成26年4月18日(金)

2) 提出方法等

① 提出先

岩見沢市環境部新処分場建設室

② 提出方法

実施方針に関する質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、持参、E-mailまたはファクシミリにより提出すること。質問書をE-mailまたはファクシミリで提出したときは、電話にて着信の確認を行うこと。

3)回答方法

実施方針に関する質問への回答は、平成26年5月2日(金)までに岩見沢市ホームページで公表する。

(2)入札公告

入札公告は、平成26年5月12日(金)とし、岩見沢市ホームページで公表する。

(3)入札説明書等の公表及び配付

1)入札説明書等の公表

平成26年5月12日(金) (入札公告と同時)

2)入札説明書等の配付

入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)等)の配付を行う。なお、具体的な配付方法等については入札説明書に示す。

(4)入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等の記載内容に関する質問の受付及び回答を行う。なお、具体的な方法等については入札説明書に示す。

(5)参加資格審査申請書類の受付、資格審査結果の通知

入札参加希望者に参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類(以下、「参加資格審査申請書類」という。)の提出を求める。資格審査の結果は入札参加希望者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法や必要な書類等の詳細は、入札説明書に示す。

(6)資料の閲覧等

1)資料等の閲覧

資格審査を通過したもの(以下、「入札参加者」という。)は、入札説明書に定めるところにより、資料の閲覧をすることができる。

2)現地見学会

入札参加者は、新ごみ処分場の状況を確認するために岩見沢市が開催する現地見学会に参加することができる。なお、現地見学会の詳細については入札説明書に示す。

(7)入札書及び事業提案書の受付

本事業に関する入札書及び事業提案書(以下、「入札提出書類」という。)を受け付ける。入札提出書類の提出方法や提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

(8) 落札者の決定・公表

入札提出書類は、新ごみ処分場長期包括的管理運営事業総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。岩見沢市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、岩見沢市ホームページにおいて公表する。

(9) 事業契約の締結

岩見沢市は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議し、平成 26 年 11 月上旬を目処に事業契約を締結する。

3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、以下の参加資格要件をすべて満たすこと。

(1) 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者は、構成員と協力企業（以下、「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、入札参加者の参加資格要件をすべて満たすことにより 1 者とすることも可能とする。
- 2) 構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担うものとし、参加資格審査申請書類の提出時に、構成企業が本事業において果たす役割を明らかにすること。
- 3) 入札参加者は、下記「(3) 代表企業の参加資格要件」を満たす構成員を代表企業として定め、代表企業が入札参加手続きを行うこと。
- 4) 参加資格審査申請書類の提出以降は、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。
- 5) 構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

(2) 構成企業の参加資格要件

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2) 岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 3) 平成 25・26 年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- 4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、または同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。
- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- 6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- 7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て、または通告を受けた者でないこと。
- 8) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 9) 国税または地方税を滞納している者でないこと。
- 10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- 11) 岩見沢市が本事業に係るアドバイザー業務等を委託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本事業においてアドバイザー業務等を行う者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社ドーコン
 - ・松村亮哉法律事務所

(3) 代表企業の参加資格要件

- 1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。
- 2) 以下に示す地方公共団体発注による期間 10 年以上の長期包括的管理運営業務の元請実績を有している者であること。
 - ① 廃棄物焼却施設（全連続燃焼式、ストーカ式、発電設備あり）
- 3) 以下に示す地方公共団体発注による運転維持管理業務の元請実績を有している者であること。
 - ① リサイクル施設（廃棄物破砕処理施設または廃棄物選別施設）
 - ② 廃棄物最終処分場
 - ③ 廃棄物最終処分場の浸出水処理施設

(4) 技術者の配置に係る参加資格要件

- 1) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、焼却施設（全連続燃焼式、ストーカ式）運転維持管理業務の経験を有する技術者を配置できること。
- 2) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、リサイクル施設の運転維持管理業務の経験を有する技術者を配置できること。
- 3) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、最終処分場の運転維持管理業務の経験を有する技術者を配置できること。

4. 入札参加資格の審査

岩見沢市は、入札参加者の備えるべき参加資格要件を確認する資格審査を行う。

- (1) 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書類の受付最終日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間、構成企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、岩見沢市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格要件を満たす構成企業を補充し、岩見沢市が入札参加資格を確認の上、事業契約締結後の本事業の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合、原則として岩見沢市は落札者と委託契約を締結しない。この場合において、岩見沢市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (4) 入札参加資格のない者がした応募、入札参加資格申請書類または入札提出書類に虚偽の記載をした者がした応募、入札に関する条件に違反した応募は、失格とする。

5. 特別目的会社の設立に関する要件

特別目的会社の設立は、任意とする。特別目的会社を設立する場合は、事業契約締結までに会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社を岩見沢市内に設立すること。

- (1) 特別目的会社の目的は、本事業の実施のみであること。
- (2) 特別目的会社への出資は構成員全員によるものとし、構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、設立時から事業期間内はこれを維持すること。
- (3) すべての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有し、岩見沢市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6. 構成企業の変更の制限

本事業の落札者となってから事業期間終了まで、構成企業及びその役割の変更及び追加等は、岩見沢市の事前の承諾がある場合を除き認めない。

7. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

入札提出書類の審査にあたって、学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

落札者決定基準に従い、審査委員会において入札提出書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した入札提出書類について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定するものである。岩見沢市は、審査委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

8. その他

(1) 著作権

事業提案書に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、公表、展示、その他岩見沢市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、岩見沢市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の入札提出書類については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、入札提出書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこと。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的考え方

本事業に係る責任は、原則として事業者が負う。ただし、岩見沢市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、岩見沢市は応分の責任を分担する。

2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び岩見沢市と事業者との責任分担は、原則として別紙 3 に定めるとおりとし、詳細は事業契約書で定める。

3. 事業の実施状況の監視

岩見沢市は、事業者が実施する業務の実施状況について、定期的に監視を行う。監視の方法や内容等については入札説明書で明示し、最終的には事業契約書で定める。また、定期的な監視の結果、事業者の提供するサービスが要求水準書及び事業契約書に定める水準に達していないと判断した場合は、岩見沢市は委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

第4章 施設の概要等に関する事項

施設の概要等は以下のとおりである。

対象施設	概要
焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・処理対象物 可燃ごみ、破碎可燃物、資源化残さ ・100 t /24h (50 t /24h×2 炉) ・計画年間ごみ処理量 26,869 t /年 ・受入供給設備 ピット&クレーン方式 ・燃焼設備 ストーカ式 ・燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ ・排ガス処理設備 ろ過式集じん器、消石灰煙道噴霧式 ・灰出設備 ピット&クレーン方式 ・余熱利用 発電及び施設内外熱供給 (売電なし)
リサイクル施設	<p>破碎選別ライン (不燃・大型ごみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15 t /日 (15 t /5h) ・計画年間ごみ処理量 3,887 t /年 <p>資源化ライン</p> <p>(1) 缶処理ライン (鉄製、アルミ製)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.5 t /日 (1.5 t /5h) ・計画年間ごみ処理量 381 t /年 <p>(2) びん処理ライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.6 t /日 (2.6 t /5h) ・計画年間ごみ処理量 669 t /年 <p>(3) ペットボトル処理ライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.1 t /日 (1.1 t /5h) ・計画年間ごみ処理量 289 t /年 <p>(4) プラスチック処理ライン (その他プラスチック製容器包装)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4.7 t /日 (4.7 t /5h) ・計画年間ごみ処理量 1,082 t /年 <p>(5) その他処理ライン</p> <p>① 紙パック、ダンボール、その他紙製容器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管のみ ・計画年間ごみ処理量 459 t /年 <p>② 危険ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管のみ ・計画年間ごみ処理量 6 t /年 <p>③ 鉄類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管のみ ・計画年間ごみ処理量 100 t /年 <p>④ 木類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管のみ ・計画年間ごみ処理量 699 t /年 <p>⑤ 小型家電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管のみ ・計画年間ごみ処理量 86 t /年 <p>⑥ 古布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管のみ ・計画年間ごみ処理量 2 t /年 <p>⑦ その他 (割箸、廃食用油等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管のみ ・計画年間ごみ処理量 0.6 t /年

施設名	概要
一般廃棄物最終処分場	<p>埋立地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立ごみ 焼却残さ、破碎不燃物、破碎不適物 ・埋立面積 18,000m² ・埋立容量 100,000m³ ・埋立方式 準好気性埋立 ・埋立期間 15年間 <p>※埋立満了後は、第2期埋立地（埋立満了の5年程度前から計画・整備予定、同一敷地内に上記内容と同等程度のものを整備予定）にて埋立を行う。</p> <p>浸出水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理量 70m³/日 ・処理フロー カルシウム対策＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭
付帯施設	計量棟、門扉、雨水調整池、雨水管、樋門など

第5章 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約書等の規定に基づいて、岩見沢市と事業者は誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとる。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、岩見沢市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、岩見沢市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、岩見沢市は事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により岩見沢市が事業契約を解除した場合、事業者は、岩見沢市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 岩見沢市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 岩見沢市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、岩見沢市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他岩見沢市または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、岩見沢市及び事業者は事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、岩見沢市及び事業者は事業契約を解除することができる。

4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で、岩見沢市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努める。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点で、岩見沢市は、事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

第8章 その他長期包括的管理運営事業の実施に関し必要な事項

1. 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に係る情報公開は関係法令等に基づき行う。また、情報提供は、適宜、岩見沢市ホームページを通じて行う。

3. 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

担当課	: 岩見沢市環境部新処分場建設室
住所	: 〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
TEL	: 0126-23-4111
FAX	: 0126-23-9977
E-mail	: sinsyo-k@i-hamanasu.jp
ホームページ	: http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/

用語の定義

No	用語	定義
1	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関して岩見沢市と落札者の間で締結する新ごみ処分場長期包括的管理運営事業基本協定書に基づく協定
2	基本協定書(案)	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業基本協定書(案)」
3	協力企業	入札参加者を構成する者であり、特別目的会社を設立する場合に特別目的会社への出資を行わない者
4	構成員	入札参加者を構成する者であり、特別目的会社を設立する場合に特別目的会社への出資を行う者
5	構成企業	入札参加者を構成する者であり、構成員と協力企業を総称して又は個別にいう。
6	最優秀提案者	「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業審査委員会」が入札提出書類の審査を総合評価により行った結果、総合評価値が最も高い入札参加者
7	事業契約	本事業の実施に関して岩見沢市と落札者の間で締結する新ごみ処分場長期包括的管理運営事業契約書に基づく契約
8	事業契約書(案)	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業契約書(案)」
9	事業準備期間	受託者が新ごみ処分場の運転等の引き継ぎ等に要する準備期間
10	事業提案書	本事業の入札に際し、入札参加者が岩見沢市に提出する書類のうち、入札説明書に規定する各種提案書
11	実施方針	「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業実施方針」
12	受託者	本事業の実施に関して岩見沢市と事業契約を締結した者
13	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する単独企業または企業グループ
14	入札参加者	入札参加希望者のうち、本事業の資格審査に合格し、本事業に参加する単独企業または企業グループ
15	入札書	本事業の入札に際し、入札参加者が岩見沢市に提出する書類のうち、入札価格を記載した書類
16	入札説明書	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業入札説明書」
17	入札説明書等	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)、その他これらに付属または関連する書類
18	入札提出書類	本事業の入札に際し、入札参加者が岩見沢市に提出する入札書及び事業提案書
19	要求水準書	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業要求水準書」
20	様式集	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業様式集」
21	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された単独企業または企業グループ
22	落札者決定基準	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業落札者決定基準」

事業者が行う業務一覧（予定）

施設	業務内容	
共通	運営維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体組織計画作成 ・ 労働安全衛生・作業環境管理体制整備 ・ 防災管理体制整備 ・ 連絡体制整備 ・ 施設警備・防犯体制整備
	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理マニュアル作成 ・ 運転管理計画作成
	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品・什器・物品・用役の調達計画作成・管理 ・ 工具・測定機器の管理 ・ 施設の点検管理 ・ 点検・検査計画作成 ・ 補修計画作成 ・ 更新計画作成 ・ 点検・検査・補修・更新工事の実施 ・ 改良保全 ・ 精密機能検査
	環境管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全計画作成 ・ 環境保全状況の確認 ・ 作業環境管理計画作成 ・ 作業環境状況の確認
	情報管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種報告書作成・管理 ・ 施設情報管理
	その他関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見学者対応^{注1} ・ 住民対応 ・ 清掃 ・ 植栽管理 ・ 除雪 ・ 地域振興 ・ 門扉管理 ・ 雨水調整池管理 ・ 雨水管管理 ・ 樋門管理 ・ セルフモニタリング
計量棟	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入管理 ・ 案内・指示 ・ 手数料等収納
	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の機能維持 ・ 施設の点検・検査、補修
焼却施設	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入管理 ・ 搬入物の性状分析 ・ 施設運転管理 ・ 最終処分場への搬出 ・ 搬出物の性状分析 ・ 排ガスの分析
	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の機能維持 ・ 施設の点検・検査、補修

施設	業務内容	
リサイクル施設	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入管理 ・搬入物の性状分析 ・施設運転管理 ・最終処分場への搬出 ・資源物の管理（保管・引渡し先への連絡、引渡し）
	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能維持 ・施設の点検・検査、補修
一般廃棄物最終処分場 (埋立地) ^{注2}	運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入管理 ・埋立作業 ・埋立容量の管理 ・水質分析 ・埋立満了後の管理
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能維持 ・施設の点検・検査、補修
一般廃棄物最終処分場 (浸出水処理施設) ^{注3}	運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運転管理
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能維持 ・施設の点検・検査、補修

注1：行政視察の対応は除く

注2：第2期埋立地を含む

注3：第2期埋立地に伴う浸出水処理施設の運転管理及び維持管理は、第2期埋立地整備時において協議する
(現時点では本事業委託対象外)

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			岩見沢市	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	市の事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の事由により、市と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	内容変更	事業内容の変更	○	
	法令等変更	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	運転維持管理業務に起因して発生する事故等		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		運転維持管理に関わる住民反対運動、訴訟		○
	事業の中止・延期	市の指示等によるもの ^{注1}	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	環境保全	事業者の業務に起因して環境に影響を及ぼすもの		○
	債務不履行	市による債務不履行	○	
		事業者による債務不履行		○
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	事業開始後の物価変動 ^{注2}	○	△	
金利変動	金利変動		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの ^{注3}	○	△	
運営	支払い遅延・不能	市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	施設許容量を超過するごみの処理 ^{注4}	○	
	ごみ質変動	計画ごみ質を超えるごみ質の変動 ^{注5}	○	
	ごみ受入不可	施設の損傷・補修等によりごみの受入ができない		○
	運営費上昇	市の責による運転維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く）の要因による運転維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
	施設損傷	市及び第三者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達		○
	安定稼働	事業者の行った業務に起因しない事由により安定稼働できない場合に、処理能力を確保できない	○	
改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの ^{注6}		○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			岩見沢市	事業者
終了	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※○：主負担、△：一部負担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は、事業契約書(案)に示す。

注1：岩見沢市の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って事業者が生じる損害については岩見沢市が負担する。

注2：事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は岩見沢市が負担する。

注3：不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は岩見沢市が負担する。

注4：ごみ量変動については、固定費及び変動費の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、岩見沢市と事業者の協議による。

注5：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限りごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、岩見沢市と事業者の協議による。

注6：事業者からの改良保全提案により改良された機器に対する責任は事業者とする。なお、改良保全提案の採用の可否は岩見沢市が判断を行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、岩見沢市と事業者の協議による。

実施方針に関する質問書

岩見沢市長 松野 哲 様

「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業」に関する実施方針について、次のとおり質問書を提出します。

会社名	
住所	
所属	
氏名	
TEL	
FAX	
E-mail	

No	頁	項目	質問
(例)	1	4. 事業内容(1)事業期間	〇〇〇
1			
2			

※1：質問は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載する。

※2：質問数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入する。

※3：数字入力は、半角を使用する。

※4：本様式のMS-Wordデータは、岩見沢市ホームページからダウンロードすることができる。